

会員出版社各位

日本書籍出版協会  
知的財産権委員会

冠省 グーグル和解の件につきまして、すでに書協から文書『[Google とアメリカ作家組合、アメリカ出版協会会員社との和解について](#)』をお送りしていますが（[書協ホームページ](#)にも掲載しています）そもそも自社の出版物がグーグルにスキャンされているかどうかを、どうすれば効率よく知ることができるのかとのご質問が多いため、現在最も相応しい方法と当委員会で考えている手順を下記にお示しします。

また、書協としては現在、当委員会幹事会でとりまとめた質疑事項をグーグル日本法人経由で和解管理者に送り、回答を待っている状況です（3月11日現在）。同様の質疑事項を、書協からIPA（国際出版連合）に対しても出し、その回答は届いていますので、ご参考までに添付します。今後も情報が入り次第お知らせしますので、よろしく申し上げます。 草々

### 各出版社別 デジタル化該当書籍一覧 検索手順

「Google ブック検索和解」（日本語）サイト <http://www.googlebooksettlement.com/> で

#### 【書籍および挿入物について申し立てを行う】

をクリックする（実際に申し立てを行わなくても、検索結果や一覧表を入手可能です）

ここで「パブリッシャー」のところをマークし、情報を入力してアカウントを作成する  
（メールで確認コードが送られてくるので、入力します）

「アカウントにログイン」からログインする

「申し立てを行った書籍および挿入物の管理」に進み、ページ左上の申し立てフォーム「検索と申し立て」あるいはページ右下の「検索して申し立てを行う」をクリックする

「書籍および挿入物を検索して権利の申し立てを行うためのツール」に進み、上から2番目の「書籍を検索」にマークして「次へ」をクリックする

「パブリッシャーまたは出版事項」の欄に出版社名を日本語（社名が3文字以内の社は、社名の後にスペースを入力し、4文字以上になるようにしてください）かローマ字で入力して「検索」をクリックする（著者名や書名でも検索できます）

「検索結果」が表示され、さらにページの左下の、「結果をスプレッドシートとしてダウンロード」をクリックすると、一覧表がエクセルで出てくる（保存可能。シートの項目の「デジタル化の状況」が「はい」となっているものは、すでにデジタル化されている書籍です）

なお、書協の場合、パブリッシャー欄に「日本書籍出版協会」と入力して検索すると38件、「Nihon Shoseki Shuppan Kyōkai」だと90件、「Nihon Shoseki Shuppan Kyokai」だと11件表示されます。

つまり、入力する表記によって、検索結果が異なります。グーグルは、ローマ字表記において基本的に、長音は母音字の上に `（上棒線）をつけているようですのでご注意ください。

母音の上に引く棒線の入力方法ですが、IME ツールバーからIMEパッドを呼び出して「文字一覧」でUnicodeを選択します。この中の「ラテン拡張 A」で探すと「Ō ō Ū ū」等があります。

以上

【お問合せ】書協調査部(樋口、川又、小杉)電話 03 3268 1303



## 日本書籍出版協会（書協）からの質問と IPA の回答

2009 年 3 月 11 日

### 1. 書籍の一覧表

#### 書協の質問

グーグルはデジタル化した書籍あるいは今後デジタル化する書籍の一覧表を公表、あるいは出版社の求めによって簡便な方法で提供するのか？出版社がデジタル化された自社の書籍リストを入手する方法は存在するのか？

#### IPA の回答

書籍の一覧表は下記のサイトで入手することができる。

[http://www.googlebooksettlement.com/r/new\\_claimant\\_info?hl=ja&cfe\\_set\\_lang=1](http://www.googlebooksettlement.com/r/new_claimant_info?hl=ja&cfe_set_lang=1)

このデータベースは 2009 年 5 月 5 日までにデジタル化されるであろうと思われる書籍の一覧を表示したものであり、それらを対象とした使用料の支払いが行われ、商業的に入手可能な書籍のリストであると考えられる。但し、このデータベースは微妙な問題を含んでいる。

出版社によってこれまでにデジタル化された書籍の全体を（書名をあげて）検索する単純な方策は存在しない。出版社がまず（個別のタイトルについて）請求を出し、その後それらのタイトルに関する情報を入手することは可能である。検索は ISBN 出版社コードあるいは ONIX データを入力することによって可能である。いくつかの海外出版社と海外出版協会はこのデータの質、特に「商業的に入手可能かどうか」の判断に大きな疑問を持っている。

注意すべき点は、このデータベースに含まれていない書籍であるからといって必ずしもグーグルが 2009 年 5 月 5 日までにデジタル化しない書籍であるとは限らないということである。

### 2. 権限の行使

#### 書協の質問

合意からの離脱あるいはデジタルファイルから書籍を除外する要請は誰が行うことができるのか？この要請を行うために出版社は著作権者でなければならないのか？グーグルは著作権者ではない出版社からのこれらの要請を受け付けるのか？

#### IPA の回答

出版社は自ら著作権を有しているあるいは著作権を管理する立場にあると判断する場合、全タイトルを対象として合意から離脱することができる。もし出版社がグーグルを訴えようとするならば勿論出版社は著作権者でなければならない。

様々な問題は和解に合意した方が簡単である。

和解が効力を有したとき、グーグルは合意の対象となった書籍をデジタル化することができるようになる。

出版社が和解サイトで請求を起こしたとき、出版社は米国における著作権を有していることを保証しなければならない。出版社が出版物のデジタル化に対する権利を有していない場合、特に発行後相当期間を経過し権利関係が明確でない書籍についてこういった保証を行うことができるかどうかについては現在議論が分かれている。著者と出版社が連携した合意については複雑な問題を含んでおり、著者から出版社に権利の移転が明確に行われ、それに基づいて出版社が請求を起こすことができるかどうか、またその対価をどのように処理するのかが問題となる。

もし、出版社が全ての権利を著者に戻したことが明らかである場合、出版社は請求を起こすことができない。これら一連の判断は日本における著者との契約関係においては重要な問題となるかも知れない。

いくつかの国においてはこれらの問題を避けるために出版社と著作者を代理して複写管理機構にその権限を委任することを検討中である。

### 3. 参加図書館

#### 書協の質問

グーグルにデジタル化するための書籍を貸し出している図書館はどこなのか？図書館以外にも貸し出している施設はあるのか？そういった図書館あるいは第三者は米国以外にも存在するのか？

#### IPA の回答

合意には様々な種類の図書館が関与している。「完全参加図書館（Fully Participating Libraries）」と「協力図書館（Cooperating Libraries）」があり、これらの図書館は合意の対象となったデジタル化のために資料を貸し出している。合意によってこれらの図書館は米国内に存在しなければならない。グーグルは合意によって今後少なくとも2年間はこれ以外の図書館と契約することが可能であるが、いずれの場合も米国内の図書館あるいはそれに準ずる施設でなければならない。そのほかに「グーグル提携」というのがこの和解合意以外に存在し、海外も含めて対象となる図書館あるいは施設のリストは下記のサイトに掲載されている。

<http://www.google.com/googlebooks/partners.html>

これらの施設の関与についてもここに説明がある。

### 4. 和解からの離脱

#### 書協の質問

グーグルは和解から離脱した出版社のデジタル化した書籍をどのように取り扱うのか？グーグルはこれらのデジタル化した書籍について、出版社が訴えを起すまでフェアユースを主張して継続して利用するのか。

#### IPA の回答

合意において、グーグルは書籍あるいは挿入物を米国著作権法におけるフェアユースの対象としてデジタル化することにかかる法的判断について結論を認めていない。従ってグーグルは合意に含まれない書籍についてこれまで通りグーグルが合法であると判断する方法において継続して利用することを選択することも可能である。その場合、出版社はグーグルの権利侵害についてこれまで米国において行われたよう

な訴訟を検討しなければならない。

5. 米国内における利用

書協の質問

米国内の利用の定義は何か？日本に在住している者がグーグル米国サイトあるいはグーグル日本サイトを經由して利用することは米国内利用になるのか？

IPA の回答

この和解合意は書籍あるいは挿入物の米国外におけるデジタル化あるいはいかなる複製も許容していない。「米国」とは米国 50 州と属州、ワシントン DC ならびに管理地であり、質問された事項は合意に含まれる米国内の利用ではない。利用者の位置に対する地理的判断の問題は残るが、我々の判断基準は明確である。

6. 除外

書協の質問

特定書籍の除外は和解合意に同意することが条件か？

出版社は 60 ドルの使用料を受け取ってから書籍の除外を求めることは可能か？

グーグルは特定インプリントの書籍全てを除外する要請を受け付けるか？

出版社による除外要請はグーグルの判断によって影響を受けるのか、あるいはグーグルは除外要請されたもの全てを自動的に受け付けるのか？

IPA の回答

除外は合意からの完全離脱とは別の行為である。書籍の単純な除外を求める者は合意を了解することによってこのオプションが与えられる。

出版社は除外を求めても 2009 年 5 月 5 日までにデジタル化されたものについてその使用料を要求することができる。

グーグルは現在のところ一括処理であるとしてもタイトルごとの除外要請を求めている。この件についてはもっと権利者にとって簡便な方法とするようなことができないかどうかの議論が継続している。

7. 2009 年 1 月 6 日以降出版の書籍

書協の質問

グーグルは 1 月 6 日以降に出版された書籍についてもデジタル化するのか？

IPA の回答

グーグルはグーグル・パートナー・プログラムその他の方法で許諾を得ない限り、1 月 6 日以降に出版された書籍はデジタル化しないというのが合意事項である。但し、法的には何の拘束力もないので、グーグルがフェアユースを主張してデジタル化することを完全に排除することはできない。

8. 商業的入手可能性

書協の質問

通常米国の書店あるいは書籍販売サイトでは販売されていない日本の書籍は商業的に入手できないと判断されるのか？

IPA の回答

商業的入手可能性はこの合意における議論のメインテーマである。現在のデータベースはこの判断分野において更に明確にしなければならない。各国の出版協会はその国で入手可能なものは米国においても入手可能であるとすべきではないかと主張しており、グーグルに対しその確認を求めている。この点について日本の書協もブック・ライツ・レジストリに直接関与して判断を仰がなければならないのではないかと。

9. グーグル・ブックパートナー・プログラム

書協の質問

この和解合意は出版社が許諾している現行のグーグル・ブックパートナー・プログラムに何らかの影響を与えるのか？ 現行の許諾されている書籍検索システムはこれまでに合意した通りに継続するのか？

IPA の回答

グーグル・ブックパートナー・プログラム契約ならびに同種の契約は全く影響を受けない。

以上